

## 子どもの最善の利益をめざすスウェーデンの保育

# Early Childhood Education and Care in Sweden Aimed at the Best Interests of the Child

白石淑江

Key word : 子どもの最善の利益、子どもの参加、スウェーデンの保育

スウェーデンは、21世紀を迎える直前の1996年に就学前の保育を福祉部門から教育部門に移管するという改革を行った。その結果、1歳から5歳までの子どもを保育する就学前学校は学校体系の最初の段階に位置付けられた。また、1998年には就学前学校カリキュラム (Lpfö 98) が公布され、国連・子どもの権利条約に基づいた新たな子ども観や保育のあり方が示された。子どもの権利条約は、第3条(子どもの最善の利益)において、子どもにかかわるすべての活動において子どもの最善の利益を第一次的に考慮することと述べている。本研究では、スウェーデンの保育制度が、育児休業や児童手当、保育料の公的補助など、子どもの最善の利益を考慮した家族福祉施策によって支えられていること、また、就学前カリキュラムには、子どもの参加など子どもの権利条約に基づく理念が明確に盛り込まれていることを明らかにした。

### はじめに

スウェーデンは福祉先進国であるとともに、民主主義が発達した国として知られている。筆者は2000年からこの国の保育関係者と交流しながら、この国の保育制度や保育実践について調査してきたが、その特徴を一言で述べるならば、子どもの権利条約の理念に立脚した保育制度や方法をめざして着実な歩みを進めていることである。

国連総会で子どもの権利条約が採択されたのは1989年であるが、スウェーデンはその成立に尽力した国の一つであり、翌年には同条約を批准している。そして、1993年5月には子どもの権利を社会に浸透させるために「子どもオンブズマンに関する法律」を公布し、7月から施行した。子どもオンブズマン (Barnombudsman) は行政機関の一つであり、主任である子どもオンブズマン、主任秘書、コミュニケーション・ユニット、プログラムと調査ユニット、法律担当者、事務管理ユニットなどの多くのスタッフを擁している<sup>1</sup>。主な職務は「子ども及び若者の権利及び利益に影響を与える問題を監視すること」(法第1条)である。オンブズマンはスウェーデン語で「代理人」の意味であり、公共の討論に参加し、子どもや青少年に関わる重要な問題を決定する人たちや一般の人たちに対して、子どもの権利と利益を代弁するなどの働きかけを行っている<sup>2</sup>。また、学校訪問やフリーダイヤルの電話サービスやウェブサイトなどを通して子どもや若者たちとコンタクトをとり、毎年、政府に報告書を提出するとともに、子どもの代理人として法改正や政策提案も行っている<sup>3</sup>。

このような機関を有するスウェーデンでは、子どもの権利条約の理念が広く社会に浸透しており、保

育制度や保育方法の根幹を成している。そこで本研究では、この国の保育制度や保育実践において、子どもの権利条約の理念、つまり、子どもにかかわるすべての活動において子どもの最善の利益を第一次的に考慮すること（子どもの権利条約第 3 条）が、どのように具体化されているかについて、文献や資料を中心に明らかにすることを目的とした。

なお、本稿では、1 歳から 5 歳までの子どもを昼間保育する施設である *förskola* が 1996 年に福祉部門から教育部門に移管され、学校体系の最初の段階位置付けられたことから、日本語訳を「就学前学校（För：前、skola：学校の意）」とした。

## 1. 子ども自身の権利としての保育

現在のスウェーデンでは、就学前のすべての子どもに子ども自身の権利として保育を保障する制度が確立している。このような保育制度の創設は 1970 年代に遡る。スウェーデンには、19 世紀後半から貧困家庭の子どものための保育施設（*barnkrubba*）と、比較的裕福な家庭の子どもたちが通う幼稚園（*barnträdgård*）が存在していたが、1940 年以降には終日保育を行うものを *daghem*（昼間の家の意味）、短時間保育を行うものを *leksskola*（遊びの学校の意）と呼ぶようになった。しかし、1950 年代はまだ女性は家庭で育児に専念すべきとの考えが主流であった<sup>4</sup>。

しかし、その後 1980 年代には高度経済成長期を迎え、女性の労働需要が増加し保育の必要性が高まる中で、政府は保育施設調査委員会を設立した。そして、その委員会答申を受けて 1975 年に「就学前保育法」を施行し、異なるルーツを持つ二つの保育施設を「*förskola*」という名称で統一して一元化した保育制度を設立させた。これにより保育施設の建設が進められるようになり、特に国とコミュニティの財源による公立の保育施設が増設された。だが、働く母親の数は増加するばかりであり保育所不足が続いたため、保育コストを抑えることも含めて民間企業の参入をめぐる議論が展開された。けれども、当時の社民党政権は保育の市場化によって保育の質の格差が生じることを懸念し、親協同組合や非営利組織、独自の教育法を実施する団体（モンテソーリ教育やシュタイナー教育等）などを除き、営利を目的で設立された保育施設を補助金の支給対象から除外する法案<sup>5</sup>を制定した。

また、この時の議論において政府は、家庭の経済状況や民族、宗教的背景にかかわらずすべての子どもが同じ保育施設に通うようにすべきであるとの見解を示した。そして、1985 年に「すべての子どもに就学前保育を」との議案を国会に提出した。この法案の成立により、就学前保育は働く親や勉学を続ける親の保育要求に応えるために必要であるのみならず、子ども自身の権利としてすべての子どもに保障されるべきであることが示されたのである。加えて、それまで全ての 6 歳児に一日 3 時間（年間 525 時間）の保育が無償で提供されていたが、その対象を 1993 年には 5 歳児全員に広げ、さらに 1994 年には 4 歳児全員にも拡大した。その結果、保育施設を利用する子ども（1 歳～6 歳）の割合は、1980 年には 36% に過ぎなかったが、1985 年には 51%、1990 年には 57%、1995 年には 63% に急増し<sup>6</sup>、ついに 21 世紀を迎える直前には待機児童問題を克服するに至っている。

表一 1 は就学前学校の年齢別登録児童数と登録率である。親の育児休業期間に 1 歳児の登録率を除けば、いずれも 9 割もしくはそれ以上の登録率を示している。

表-1 就学前学校年齢別登録児童数と登録率(2015年)

年齢	人数	(登録率* %)
1歳	55,962	(47,6)
2歳	102,616	(87,8)
3歳	108,656	(92,3)
4歳	109,878	(93,9)
5歳	114,466	(94,1)

\*登録率：年齢別就学前学校登録児童数／児童総数

資料：Sveriges officiella statistic, Barn och grupper i förskolan.15.october.2015

その後、保育施設の量的ニーズを充足したスウェーデンは、社会庁の管轄下にあったすべての保育サービスを学校庁に移管するという大きな改革を行った(1996年)<sup>7</sup>。つまり、希望するすべての子どもが保育を受けることができるようになったのを機に、就学前の保育は学校体系の最初の段階に位置付けられたのである。これにより、親の仕事や学業と子育ての両立支援と子どもの発達の援助の二つを目的としていた保育サービスは、子どもの育つ権利、学ぶ権利を保障する教育制度に転換されたのである<sup>8</sup>。

また、就学前の保育が教育部門に移管された2年後の1998年には、就学前学校カリキュラム(läroplan för förskolan : Lpfö 98)が公布された。これはわが国の学習指導要領に相当するものであるが、法的な拘束力を有し、就学前学校の任務や保育内容の方向性を示したものである。

さらに1998年には、6歳児の就学前クラス(förskoleklass)を、基礎学校内に移行することも定められた。基礎学校(grundskola)は7歳から15歳までを対象とする義務教育<sup>9</sup>であり、日本の小学校と中学校の教育に相当する。就学前クラスは義務教育ではないが、子どもが6歳の誕生日を迎える秋学期から7歳の就学まで1日3時間の教育が無償で提供されるもので、就学前教育と学校教育とをつなぐ役割が期待されている<sup>10</sup>。多くの6歳児は就学前クラス終了後に基礎学校の建物内や敷地内に設置された学童保育(fritidshem)を利用しており、その管轄も同様に学校庁に移管された。

なお、就学前学校以外の保育施設として教育的保育(pedagogiskomsorg)がある。これはコミュニケーションの研修を受けた者が自宅で保育を担当する在宅型の保育形態であり、2009年に名称変更されるまでは家庭保育室(familjedaghem)と呼ばれていた。かつて保育施設が不足した時代にはそれを補う役割を果たしたが、現在は1歳～5歳児のうち3%(2013年)が利用しているにすぎないが、個別の保育ニーズを充たしている。また、育児休業中の親たちが子どもと一緒に利用する施設として、オープン保育室(öppen förskola)もある<sup>11</sup>。これは日本の地域子育て支援センターやつどいの広場と類似の施設であり、利用料は無料である。大小複数のプレイルームがあり、ダイニングキッチンでは子どもの離乳食を温めて与えたり、ワンコインでお茶を楽しむことができるアットホームな場である。

## 2 家庭養育の安定を支える家族福祉施策

子どもの権利条約第18条1項では、両親は子どもの養育及び発達に対する第一義的な責

任を有すると規定している。また、2項では親がその養育責任を遂行できるよう積極的に援助するのが国の責任であると定めている。スウェーデンの保育制度の特徴の一つは、国の手厚い家族福祉施策によって子どもの家庭養育の安定が支えられていることにあり、この条文の理念を具体化した一つのモデルであると言ってよい。

### 1) 子どもが1歳過ぎるまでは家庭で養育する

スウェーデンの親たちは、子どもが生まれると合計480日間（16か月）の育児休業を取得することができる。しかも、その間の収入は両親保険制度で保障されており、390日間は給与の80%が支給され、残りの90日間は1日180クローナが支給される<sup>12</sup>。それゆえ、スウェーデンではゼロ歳児の保育を行っていない。1974年に世界に先駆けて有給の育児休業制度（両親保険）を導入し、その後も段階的に休業期間を延長して、子どもが1歳を過ぎるまでは家庭で親が中心となって養育する仕組みを整えてきたのである。子どもの誕生から1歳過ぎるまでは親子の愛着形成にとって極めて重要な時期であり、親が子育てに専念する環境を整えることは、子どもの健やかな育ちを保障するために必要な社会的支援である。

### 2) 父親の育児休業を促進する

育児休業は両親のどちらでも取得することができるが、男女平等社会の実現をめざすスウェーデンといえども母親が取得する割合が圧倒的に多かった。そこで、政府は1995年に父親の育児休業の取得を促すために「パパ月」「ママ月」の制度を導入した。これは父親のみ、あるいは母親のみしか取得できない期間を30日ずつと定め、相互に移譲できないように義務づけたものである。そして、2001年にはパパ月、ママ月を各60日間に延長し、2016年にはさらに各90日間に延長した。加えて2008年には、夫婦が育児休業を半分ずつ取得するカップルに男女平等ボーナスを支給する制度を創設している<sup>13</sup>。

その結果、育児休業を取得する父親は急速に増加し、育児休業の総取得日数のうち父親が取得した日数は、制度開始当初の1974年は0.5%にすぎなかったが、1998年には10%、2006年には20%、2013年には24.8%に増加している<sup>14</sup>。そして、現在では10人中9人の父親が育児休業を取得しており、父親一人当たりの平均育児休業取得日数は91日となっている。スウェーデンでは今や、父親が子育てに関わるのはごく当たり前のことになっているのである。

### 3) 保育料の負担を軽減する

子どものいる家族を援助する制度には、他に児童手当がある。子どもがいる家族といない家族の間の家計負担の不均衡を是正する目的で1948年に創設された。現在は16歳未満の子どもをもつすべての家族に一律の児童手当が支給されている。支給額は第一子が月額1,050クローナ、第二子には1,200クローナというように、子どもが増えると増額される<sup>15</sup>。

また、さらに、就学前学校を利用する3歳から5歳までの子どもには、1日3時間（年間525時間）の保育が無償で提供されている。しかも、保育料は収入の3%以下とし、その月額が1,287クローナを超

えないように上限額が定められている<sup>16</sup>。そのため、保護者はほぼ毎月の児童手当で保育料の大半を賄うことができる。

#### 4) 親の働き方の調整により保育時間を短縮する

子どもの保育時間が長くならないように、子どもが8歳になるまで親の労働時間を25%まで短縮する権利も認められている。それゆえ、共働きが一般的であるにもかかわらず、就学前学校の子どもたちのほとんどが夕方5時までには帰宅している。夫婦が労働時間の短縮とフレックスタイム勤務などを組み合わせれば、一日の保育時間を6~7時間に調整することが可能である。

加えて、子どもが病気の時に利用する看護休業制度(12歳まで)もある。子ども一人につき年間最高120日まで取得することができ、給与の80%が保障されている。もちろん、医療費(歯科診療を含む)も子どもが20歳になるまで無料である<sup>17</sup>。

### 3. 子ども主体の保育

スウェーデンでは、現在、1歳~5歳の子ども全体の約8割が就学前学校(förskola)を利用している。そして、就学前学校では、就学前教育カリキュラム(Lpfö 98:1998年公布、2010年・2016年改定)に基づいた保育を行うことが義務づけられている。そこで、このカリキュラムにおいて、民主主義の価値観と子どもの権利条約の理念がどのように盛り込まれ、実践されているかを明らかにする。

#### 1) 民主主義の価値観を培う

就学前学校カリキュラム(以下、カリキュラム(Lpfö 98)と記す)は、法的な拘束力を有しているが、基本理念や方向性を定めるにとどめており、具体的な内容や方法は各自治体や就学前学校に委ねている。カリキュラム(Lpfö 98)の目次をみると、内容は「1. 就学前学校の価値観の基礎と任務」と「2. 目標と指針」の二つの章に分かれており、1章ではすべての学校に共通する任務として「スウェーデン社会が依拠する人権尊重と民主主義の価値観を定着させ、子どもの責任感や社会的な能力を育て連帯や寛容さを培うこと」を謳っている。民主主義の価値観とは、人間の生命の不可侵性、個人の自由と尊厳、人々の平等性、男女の平等、弱者との連帯などをめざし、就学前学校のみでなく基礎学校や高等学校のカリキュラムがこの理念を共有している。

ところで、民主主義の価値観を育むためにはどのような配慮が必要であろうか。国連子ども特別総会(2001年5月)の宣言では、「すべての人の権利と尊厳の尊重、すべての人の多様性の尊重、自分に影響を及ぼす決定に参加する権利の尊重といった民主主義の諸価値は、子どものときに初めて、そしてもっともよい形で身につけられる。」<sup>18</sup>と幼少期から取り組むことの重要性を説いている。そして、カリキュラム(Lpfö 98)では、前述の文章に続けて「子どもは倫理的な価値や規範を具体的な経験を通して獲得していく。民主主義社会の権利や義務についての子どもの理解やそれを尊重する心は、大人の態度の影響を受けるため、大人はその手本として大切な存在である。」と述べている。民主主義の価値観は、人生の早い段階から身近な大人との関わりを通して自他を尊重する感覚や責任感を身につけていくもので

あるとの認識に立ち、子どもたちが周囲の大人との相互作用の中でどのような経験をするかが問わなければならないとしている。

スウェーデンでは移民や難民を積極的に受け入れており、現在5人に1人が外国出身の子どもであると言われている<sup>19</sup>。このような多様な背景を持つ子どもを数多く受け入れている就学前学校では、子どもの親や子ども自身の文化的アイデンティティや言語を尊重するよう配慮している。例えば、筆者が訪れたストックホルム郊外の<sup>ボトシュルカ</sup>botkyrkaコミュニティにある公立の就学前学校では、入所している子どもの母語が20か国語以上あったが、就学前学校ではスウェーデン語以外の言語が話せる保育者を雇用したり、母国語教師による巡回指導の機会を設けていた。また、図書館の協力を得て、ペア・ブック（同じ絵本のスウェーデン語版と外国語版の2冊セット）の貸出しも行っていた。家庭で親が母語で読み聞かせをすることが、子どもの言語発達や絵本の理解を助けるということであった。保育者が言葉の違いを理解して援助することで、子どもやその家族は大切にされていることを実感するであろう。

## 2) 子どもの参加を保障する

民主主義的価値観の定着と密接なつながりがあるのが、就学前教育カリキュラム（Lpfö 98）の第2章の「(3) 子どもによる影響（Barns inflytande）」という項目である。これは就学前学校において子どもの意見表明権や参加する権利を保障することを意味している。

この項目の内容を見てみると、最初に「就学前学校では、民主主義とは何かを理解する基礎が築かれる。子どもの社会的な発達は、就学前学校で自分の行動と環境に責任をとる能力を付けることから始まる。」と述べ、さらに、保育者は「子ども自身が色々な形で表現するニーズや関心を、教育活動の環境構成や計画作成の基礎とすべきである。」としている。

また、続いて保育者が子どもの発達を援助する目標を3点示している。

- ・自分の考えや意見を表現する能力を育て、それを通して自分の状況に影響を及ぼす機会を得る
- ・自分の行動と、就学前学校の環境に責任を持つ能力を育てる
- ・色々な形の協力や決定に参加することを通して、民主主義の原則に従って、理解し行動する能力を育てる。

以上の目標から明らかなように、このカリキュラム（Lpfö 98）では、民主主義的価値観の基礎を培うための方法として、子どもが自分の考えや意見を表現し様々な決定に参加するよう援助すること、また、そのことを通して就学前学校の環境や活動に影響を及ぼす経験を得ることを重視している。

子どもの権利条約では、子どもの参加の権利についてはっきりとは規定していないが、「参加に関わる一群の条項」は存在し、それを併せて解釈することによって子どもの参加の権利を主張する根拠が出てくると言われている<sup>20</sup>。一群の条文とは、第5条、9条、12条、13条、14条、15条、16条、17条、21条、22条、25条、29条があげられているが、中でも主要なのは第12条（子どもの意見の尊重）である。第12条の条文は、子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に自己の意見を表明する権利を保障すべきことを謳っており、スウェーデンのカリキュラム（Lpfö 98）では「子どもによる影響」においてそのことを目標に掲げている。子どもの権利に対するスウェーデンの先進性を痛感させられるところである。

増山 (1990) <sup>21</sup>は、1989 年に国連総会で採択された「子どもの権利条約」は、「子どもの権利に関するジュネーブ宣言」(1924 年) や「児童の権利宣言」(1959 年) と比べて、子ども観が大きく変化したことを指摘している。「ジュネーブ宣言」では、保護・養育の対象としての子どもにとらえ方であり、子どもは一方的に守られる対象であったが、「児童の権利宣言」になると子どもの主体性というものが認められるようになった。しかし、「子どもの権利条約」では、子どもがまさに社会の主人公であり、権利の行使の主体であると言うことが鮮明にされたと述べている。そして、守られる対象から権利行使の主体へと子ども観が転換されたことを象徴する条文として、第 12 条の意見表明権の規程があると述べている。スウェーデンの就学前学校カリキュラムは、まさに子どもの権利条約の新しい子ども観を反映した斬新な内容であることが分かる。

実際、スウェーデンの保育活動を観察すると、子ども一人ひとりが自分の考えや意見を述べ、話し合いをする機会が多いことに気付かされる。例えば、朝のサムリングと呼ばれる集いの時間では、みんなでどんな歌を歌うかを話し合っていて決まっていた。もちろん、その後の活動についてもグループですることを話し合っていて決めている。就学前学校で行う様々な活動の中で子どもの意見を聞き、子どもたちが様々な決定に参加すること、また、その声を活動に反映することが大切にされている。

ただし、このような実践はカリキュラムが制定される以前の伝統的な保育実践の流れを受け継いむものと思われる。スウェーデンでは 1970 年代から対話教育法<sup>22</sup>が取り入れられており、保育者は子どもを尊重することを基本姿勢とし、子どもを見守り子どもの好奇心や学習意欲、能力を信頼することを基盤として、対話を重視した保育実践を行ってきた。そのような伝統の上に子どもの権利条約の新しい子ども観が加味されたのが「(3) 子どもによる影響」の内容である。

国連・子どもの権利委員会 一般的討議「乳幼児期における子どもの権利の実施」(2004 年 9 月 17 日) では、子どもの参加について次のように述べている<sup>23</sup>。

「条約は、子どもの参加を極めて重視している。したがって国は、子どもが日常生活を送るあらゆる場所(家庭、学校、保育施設、地域社会など)で、『子どもはもっと幼い段階からすでに権利の主体である』という考えが根付くようにするために、積極的に取り組みを勧めなければならない。幼い子どもにも、日常的活動のなかで、積極的に、また徐々に自分の権利を行使する機会が保障される必要がある。」

カリキュラム (Lpfö 98)「(3) 子どもによる影響」のめざすところは、この勧告の内容と同じであり、保育者が子どもの声に耳を傾け、その参加を確保することを保育の基本方針としているのである。

### 3) 子どもの参加を促すために

「子どもの参画<sup>24</sup>Children's Participation」を著したロジャー・ハート Roger Hart (1992) によれば、参加とは「ある人の生活や、ある人の暮らしているコミュニティの生活に影響を及ぼす決定を共有するプロセス。それは、民主主義を築いていくための手段であり、民主主義の度合いを測るための基準である。」<sup>25</sup>と定義している。また、彼は子どもが大人と一緒に何らかのプロジェクトで活動する際には、大人との関係性によって自主性や協働性の度合いが異なることに着目して、子どもの参加のプロセスを「はしご」<sup>26</sup>に例えて説明している。例えば、はしごの最下段は、大人が意識的に自分の言いたいことを子どもの声で言わせるという操りの段階であるが、最上段では子どもが主体的に取りかかり、大人と一緒に

に決定する本物の参画になる。この概念は、子どもの参加を促すには大人の援助の仕方を工夫する必要があることを意味している。

この大人の援助についてユニセフ（2003）は「参加とは、大人が子ども達に耳を傾けるということである」と述べている。そして、「大人は、複合的で多種多様なコミュニケーション手段を尽くしながら、子どもたちの自己表現の自由を確保し、また子どもに影響を及ぼす決定をする時には子どもの意見を考慮に入れなければならない。」「子どもの意見に耳を傾けるというのは、単純に彼らの意見を支持することではない。むしろ、子どもたちを対話と交流に巻き込むことで、自分たちの周りの世界に建設的な形で影響を及ぼす方法を学べるようになるのである。」<sup>27</sup>と続けている。たとえ幼い子どもであっても、知りたい、学びたいという欲求や様々な活動のプロセスに参加したいという思いを持っている。子どもの参加は、保育者がこのような子どもの声に耳を傾けるところから始まるということなのである。

なお、スウェーデンでは、子どもの声を聴くことを重視するだけでなく、子どもの参加を保障するための環境づくりにも力を注いでいる。1990年代に保育施設が拡充され、待機児童問題が解消されたが、代わりに就学前学校の利用児童数が増加し、1クラスの子どもの数が増加するという問題が生じた。表-2には1クラスの平均子ども数（グループサイズ）を示したが、1990年には14.4人であったが、1995年には16.7人、2005年には17.2人に増加している<sup>28</sup>。チーム保育を基本とするスウェーデンでは、子ども（1歳～5歳）15人に対して保育者3人の配置を一つの目安にしており、学校庁は保育者を増員するための補助金を出したり、コミュニケーションに改善を働きかけたりして、グループサイズを小さくすることに力を注いでいる。

わが国の保育所の最低基準は1・2歳児6人に対して保育者1、3歳児20人対1であり、それに比べればはるかに恵まれた条件であると言える。しかし、スウェーデン政府は、「グループサイズが大きいと、子どもの言語発達、子どもと大人の相互作用、子どもの自我の発達や人間関係に好ましくない影響を与える可能性がある。また、グループサイズが大きい方が、よりストレスが高く、騒がしく、衝突が多い。<sup>29</sup>」という調査報告に基づき、その改善に力を注いでいるのである。子どもの声を聞くためには、まずそのための条件整備が必要であるとの姿勢が伺われる。

表-2 就学前学校の1クラスの平均子ども数の推移と、  
保育者一人あたりの平均子ども数の推移(1985-2011年)

年	1クラスの平均子ども数	保育者一人あたりの平均子ども数
1985	13.4 (人)	4.3 (人)
1990	13.8	4.4
1995	16.7	5.5
2003	17.2	5.4
2005	17.0	5.2
2010	16.9	5.4
2011	16.8	5.3

資料：Skolverket, Gripstorlek och Personaltätet, <http://www.skolverket.se/statistik-och-analys/>



#### 4) 共同研究者としての保育者

子どもの権利条約の新しい子ども観は、保育観の転換にも影響を与えた。カリキュラム (Lpfö 98) ではこれまでと同様にケアと教育を一体的に行う「エデュケア (educare) の理念」に基づき、「遊びの重要性」を踏まえ「遊びを通した学び」を促し、子ども一人ひとりの育ちを確実に保障することを就学前学校の変わらぬ任務と明記している。

しかし、幼児期の学びはどうあるべきかについては、様々な議論が展開された。カリキュラム (Lpfö 98) の草案は、1996年に設けられた「児童福祉と学校審議会 (barnomsorg och skolakommittén; BOSK-kommittén)」が作成したが、その作成に関わったグニラ・ダールベリィ (G. Dahlberg) は、科学技術が発展し経済競争が激化する現代社会における有効な教育プログラムの手がかりをレッジョ・エミリア市の幼児教育から学ぶべきだと主張した。そして、政府の助成を受け、レッジョ・エミリア市の幼児学校やその指導者であるローリス・マラグッツィー (R. Malaguzzi) らの協力を得て研究プロジェクトを立ち上げた。ストックホルム・プロジェクト<sup>30</sup>と呼ばれるこの実践的研究 (1993年から4年間) では、スウェーデンの保育の伝統と文化を基盤とした実践モデルの創造をめざし、その成果をカリキュラム (Lpfö 98) に取り入れた。

カリキュラム (Lpfö 98) では、子どもを固有の権利を有する一人の人間として認め、生まれた直後から世界を捉え理解しようとする能動的かつ有能な存在としてとらえる子ども観に立っている。そして、子どもたちの知識は彼ら自身の体験の中から生まれ、構築されるものであり、そのプロセスに同行する保育者の役割が重要であるとし、保育者を子どもの共同研究者と位置付けている<sup>31</sup>。

例えば、ストックホルム郊外の Järfälla コミュニティにある民間の就学前学校を見学した時のことである。5歳児クラス (20人) の子どもたちが4~5人ずつのグループに分かれて、交替で「木」をテーマとしたプロジェクト活動を行っていた。あるグループでは、一人の子が撮って来た大きな木の写真にみんなの関心が集中し、色々な質問が飛び交っていた。保育者が木の高さや幹の形、枝や葉の特徴を子どもたちに質問していくと、一人の子が部屋にある材料でこの木を作ろうと提案した。そして、4人で廃材の筒や積み木を組み立てて背丈より高い木を作り、その枝に花を咲かせた。それから子どもたちは花が散り、赤や黄色の実がなり、それを収穫して食べるころまでを演じた。

子どもたちは大木の写真に心を動かされ、そこから木のイメージを膨らませ、協同でそれを表現したのである。言葉で説明しなくとも、子どもたちがその木について感じたことや考えたことが伝わってくる活動であった。子どもたちは話し言葉だけで表現するとは限らない。幼い子どもほど声にならない言葉をたくさん持っている。保育者は子どもたちと一緒に調べ、考え、表現方法を探求する共同研究者の役割を果たしていた。

#### 5) 教育ツールとしてのドキュメンテーション

カリキュラム (Lpfö 98) では、このような子どもの活動のプロセスを豊かにするためのツールとして、実践を写真や動画などに残し可視化する教育的ドキュメンテーション (Pedagogisk Dokumentation: 以下ドキュメンテーションと記す) を活用することも提案している<sup>32</sup>。

2010年にカリキュラム(Lpfö 98)の改定が行われ、2章に「(6)フォローアップ・評価・発展」の項目が新設され、継続的かつ系統的なドキュメンテーションを作成して活動をフォロー、評価することが盛り込まれた。その目的は、就学前学校、または保育者が「子どもの発達や学びにとって最も良い条件を提供する」ように努めているかを把握することである。そして、評価の方法としては、「子どもの発達と学びを観察し、ドキュメンテーションを作成して分析する」こと。具体的には「子どもがどのように物事を探求するか、疑問を持つか、経験をするか、関与するかを知る。また、子どもの知識がどのように変化するか、子どもたちがどんな時に楽しく、面白く、意義があると感じるかを理解する。」ことである。さらに、「どのような形の評価であっても、子どもの視点で実施されなければならない」と明記するとともに、「子どもと親は評価に参加すべきである」としている。

評価と言うと、子どもの成績評価を想像しがちであるが、ここでの評価はあくまでも保育のプロセスに焦点を当て、就学前学校や保育者が子どもの発達や学びにとってどれだけ良い条件を提供することができたかを省察し、今後の課題を見出すことを意味している。評価の意味を子どもの立場に立って捉えなおし、「子どもの発達をフォローするということは、決められた規準や規範に従って子どもの発達と学びを判断することと同じではない。<sup>33)</sup>」との立場を明確にしている。

あくまでも子どもの視点から評価について考え、子どもを主体とする保育のあり方を追求していく姿勢に、子どもの最善の利益をめざすスウェーデンらしさがよく表れていると考える。

## おわりに

本稿では、子どもの権利の視点からスウェーデンの保育の最近の動向を見てきたが、時代を遡ると、この国が早い時期から子どもを一人の人間として尊重し、子ども固有の世界の擁護に努めてきたことが分かる。最後に、その一例として、子どもの体罰への取り組みをあげたい。

スウェーデンの教育思想家エレン・ケイ (Ellen Key) は、1900年に「児童の世紀」<sup>34)</sup>と題する著作を発表し、教育の機会の平等や子どもの側からの教育改革を訴えた。また、彼女は体罰によらない教育を主張した。そして、その考えは人々に受け継がれ、国際児童年 (1979年)には世界最初の「体罰禁止法」が制定された<sup>35)</sup>。

2015年にわが国でスウェーデンの児童文学者アストリッド・リンドグレン Astrid Lindgren の「暴力は絶対だめ!」<sup>36)</sup>と題する本が出版されたが、これは彼女が体罰禁止法制定の前年にドイツ書店協会平和賞の授賞式で行ったスピーチの訳本である。十代の時にエレン・ケイに出会って影響を受けた彼女は、長靴下のピッピをはじめ多くの作品を著しただけでなく、子どもの問題に関するオピニオンリーダーとしても活躍した。暴力によらない教育を訴えたスピーチの中には「子どもたちに尊敬の念を抱いてほしいければ、われわれは子どもたちに同じだけの尊敬の念を抱かなくてはならない。」という言葉がある。

このように、時代を超えて子どもの最善の利益をめざした取り組みを着実に進めているところに、スウェーデンという国のすばらしさがあると考える。

本稿は慶応義塾大学出版会「教育と医学」2016年12月号に掲載される論文をもとに、特に子どもの参加 (子どもによる影響) に関する内容を書き加えたものである。また、本研究は、平成27年度愛知淑徳

大学研究助成費（特別教育研究）を受けた調査研究の一環として実施した。

## 文献・資料

- 1 Socialdepartementet, Barnombudsmannen ska intelläggas ner, Pressmeddelande, 2007.
- 2 平野裕二「各国の動き：スウェーデンの子どもオンブズマン法」、日本評論社『季刊子どもの権利条約2号』, 1998. 11.
- 3 Barnombudsmannen, *About us*, updated 20. January. 2015. <http://www.barnombudsmanen.se/>
- 4 バーバラ・マルティン＝コルピ著、太田美幸訳「政治のなかの保育」かもがわ出版, 2010, pp22～31.
- 5 通称ビュスリンゲン法と呼ばれる。大手電機メーカーのエレクトロラックス社が保育市場に関心を示し、保育事業を展開するビュスリンゲン株式会社を設立したことが契機となって成立した。
- 6 Skolverket, *Descriptive data on pre-school activities, school-age childcare and adult education in Sweden* 2006, p18.
- 7 前掲書4, pp69～95.
- 8 白石淑江「スウェーデン 保育から幼児教育へ」かもがわ出版, 2009年, pp19-20.
- 9 義務教育には、基礎学校 Grundskola の他に、基礎養護学校 Grundsärskola、サーム学校 Sameskola (14歳から基礎学校に通う) がある。  
<http://www.skolverket.se/skolformer>
- 10 大野歩・七木田敦「スウェーデンの就学前クラスに関する研究」日本保育学会『保育学研究』第49巻第2号, 2011年, p25.
- 11 白石淑江・水野恵子「スウェーデン 保育の今」かもがわ出版, 2013, pp21-22.
- 12 Swedish Institute. *10 things that make Sweden family friendly*. updated: 4. January. 2016. <https://sweden.se/society/>
- 13 Sweden/Swedish Institute. *Gender Equality*. updated: 21. June. 2016. <https://sweden.se/society/>
- 14 Swedish Social Insurance Agency. *Social Insurance in Figures*, 2014. p.75.
- 15 Child allowance and large family supplement, updated: 4 March, 2013. <https://www.forsakringskassan.se/wps/wcm/connect/>
- 16 Swedish Institute. *Swedish preschool*. updated: 3. January. 2016. <https://sweden.se/collection/from-preschool-to-university>.
- 17 前掲11, p.3.
- 18 ユニセフ「世界子供白書 2003」 p13. UNICEF: *The State of the World's Children 2003*
- 19 FACT ABOUT SWEDEN/CHILDREN AND YOUNG PEOPLE, Swedish Institute, Updated June. 2012. <https://sweden.se/society>
- 20 前掲書17, p.4.
- 21 増山均「子どもの権利条約」と世界の子ども・日本の子ども」pp51-52. 岩橋能二、川合章、増山均『「国連・子どもの権利条約」を子どもたちの手に』少年少女組織を育てる全国センター, 1990, pp51-52.
- 22 前掲書4, pp37-38
- 23 平野裕二作成、国連・子どもの権利委員会「一般的討議」勧告「乳幼児期における子どもの権利の実施」, 『月刊子ども論』2004年11月号巻頭特集「国連・子どもの権利委員会からの報告：『乳幼児が主体的な権利を持つために』掲載P15. これは委員会の勧告の内容をなるべく一般的読者に分かりやすい形で表現し直したものであり、原文の逐語訳ではない。
- 24 本書の訳者はParticipationを「参画」と訳しているが、「参加」と訳す場合も多く、本稿ではハーツの著書の内容については「参画」の訳語を引用した。
- 25 Hart Roger A, *Children's Participation: From tokenism to citizenship*, Innocenti essays, No.4, UNICEF international Child Development Centre, Florence, Italy, 1992, p.5.
- 26 ロジャー・ハート著、木下勇、田中治彦・南博文監、IPA 日本支部訳「子どもの参画」萌文社、2000, p42.
- 27 前掲書17, p.4.
- 28 Skolverket, *Barn och personal i förskolan. 2016*.
- 29 Ministry of Education, *Quality in Pre-school: A Summary of Government Bill, 2004/05:11*. Pp13,15.
- 30 G.Dahlberg, P.Moss & A.Pence, *Beyond Quality in Early Childhood Education and Care*, Falmer Press. 1999. pp121～143.
- 31 Ingrid Engdahl, *Imprinting a National Curriculum in Swedish Preschool* 2004. (白石淑江「スウェーデン 保育から幼児教育へ」かもがわ出版, 2009, pp180～182)
- 32 前掲書10, pp47～55.
- 33 Skolverket, *Allmänna råd och kommentarer: Kvalitet i förskolan*, 2005, p.41.
- 34 エレン・ケイ著小野寺信・小野寺百合子訳「児童の世紀」富山房百科文庫, 1979年
- 35 Swedish Institute. *First Ban on Smacking Children*, updated 14 December 2015. <https://sweden.se/society/smacking-banned-since-1979/>
- 36 アストリッド・リンドグレーン著石井登志子訳「暴力は絶対だめ!」岩波書店、2015年。リンドグレーンの代表作「長くつ下のピッピ」の出版70周年を記念して出版された。